

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による 災害により被災されたみなさまに対する託送料金等の特別措置について

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづき激甚災害として指定されたことに伴い、以下のとおり特別措置を講じることといたします。

1. 特別措置について

住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合、「託送供給等約款」、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」ならびに「電気最終保障供給約款」に準じて特別措置を適用いたします。具体的な特別措置の詳細については、別紙をご確認ください。

なお、特別措置の対象となる災害は以下の通りです。

- ・ 災 害 名 称：令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
- ・ 災害発生日：令和 7 年 8 月 5 日
- ・ 対 象 地 域：当社の供給区域全域

2. 申込方法

専用の申請書により、令和 8 年 5 月 31 日までにお申込みください。

- ・ 当社とご契約中の小売電気事業者さまおよび発電契約者さまにおかれましては、別途メールにて申請書を送付いたします。
- ・ 当社と直接受給契約を締結している発電事業者さまおよび最終保障供給にて電気をお使いのお客さまにおかれましては、「3. 問い合わせ先」に記載の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

なお、申込にあたっては、原則として「り災証明書」が必要となりますので、ご注意ください。

3. 問い合わせ先

- 小売電気事業者さま・発電契約者さま・最終保障供給にて電気をお使いのお客さま

四国電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター

Mail : ryoukin2@yonden.co.jp

受付時間 : 9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

- 発電事業者さま（当社と直接受給契約を締結している発電事業者を含みます。）

四国電力送配電株式会社 契約センター

TEL : 087-805-0320

受付時間 : 9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

4. 別紙

別紙1 災害時の特別措置の詳細（託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等）

別紙2 災害時の特別措置の詳細（最終保障供給にて電気をお使いのお客さま）

以 上

【別紙１】災害時の特別措置の詳細（託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等）

託送供給等約款および再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱にもとづく被災された電気の使用者の供給地点または被災された発電者の受電地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延期

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金における災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月の料金計算分の料金算定日を各々1月延期する。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

災害発生月から6月後の末日までに限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった日数×4%を接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金、予備送電サービス料金から免除する。

3. 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から6月後の末日までの間、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金、予備送電サービス料金を免除する。

4. 工事費負担金の免除

再建等により、新たに電気を使用される場合で、災害発生月から6月後の末日までに接続供給の申込みをされ、かつ、被災前の契約電力等を超えないとき、供給地点の供給設備における工事費負担金を免除する。

5. 臨時工事費の免除

再建等により、臨時に電気を使用される場合で、災害発生月から6月後の末日までに臨時接続送電サービスの申込みをされたとき、臨時工事費を免除する。

6. 諸工料の免除

再建等により、引込線、計量器等の取付位置変更を行う場合で、災害発生月から6月後の末日までに引込線、計量器等の取付位置変更の申込みをされたとき、初回の工事に要した諸工料を免除する。

7. 系統連系受電サービス料金の支払期日の延期

系統連系受電サービス料金における災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月の料金計算分の支払期日を各々1月延期する。

8. 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金の免除

災害発生月から6月後の末日までに限り、被災時から引き続き全く発電または放電されなかった日数×4%を系統連系受電サービス料金の基本料金から免除する。

9. 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、災害発生月から6月後の末日までの間、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。

以 上

〔別紙 2〕 災害時の特別措置の詳細（最終保障供給にて電気をお使いのお客さま）

電気最終保障供給約款にもとづく被災された電気の使用者の供給地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

1. 電気料金の支払期日の延期

電気料金における災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月の料金計算分の支払期日を各々 1 月延期する。

2. 不使用日の電気料金の免除

災害発生月から 6 月後の末日までに限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった日数×4 %を電気料金の基本料金から免除する。

3. 使用不能設備に相当する電気料金の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から 6 月後の末日までの間、その使用不能設備に相当する電気料金の基本料金を免除する。

4. 工事費負担金の免除

再建等により、新たに電気を使用される場合で、災害発生月から 6 月後の末日までに接続供給の申込みをされ、かつ、被災前の契約電力等を超えないとき、供給地点の供給設備における工事費負担金を免除する。

5. 臨時工事費の免除

再建等により、臨時に電気を使用される場合で、災害発生月から 6 月後の末日までに臨時電灯または臨時電力の申込みをされたとき、臨時工事費を免除する。

6. 諸工料の免除

再建等により、引込線、計量器等の取付位置変更を行う場合で、災害発生月から 6 月後の末日までに引込線、計量器等の取付位置変更の申込みをされたとき、初回の工事に要した諸工料を免除する。

以 上